

- 1 Q ・実習生の受入れ人数について、体制が整わない場合、事前に相談できるのか。あらかじめ人数の告知はあるのか。
  - A ・届出が出ている全事業所に1~2名の振り分けを行いますが、実習生の希望が集中し、3名以上の受入れを依頼する場合は事前に連絡します。
- 2 Q ・ケアプラン実習と見学実習を一体的に実施しても差し支えないか。
  - A ・ケアプラン作成演習実習は実習生が各自で行うものであり、実習協力者の紹介が必要な場合のみ紹介してください。事業所は見学実習のみ指導を行ってください。
- 3 Q ・概ね3日間の考え方について。
  - ・実習内容で示した各項目を指導することが重要であり、日数、時間数の区切りはありません。自事業所の定める就業時間を基本として、合計実習時間が概ね3日間程度を目安で考えてください。
- 4 Q ・実習生の実習の(1日)流れの例を具体的に挙げてほしい。
  - A ・実習の手引きに示しました通り、ケアマネジメントプロセス毎に「その場面の実習協力者のガイダンス→実習目標の設定→実習同行→留意点など補足説明→その場面の振り返り→記録」を行います。 その他に、流れとして必ず行って頂くことは以下です。 〇初日 実習誓約書の受け渡し・自事業所の規則説明 〇最終日 実習全体の振り返り・報告書の確認 これら以外の、例えば朝礼出席などは、各事業所の実情を鑑みて、柔軟にご対応ください。休憩時間の確保等も、指導者の指示で行う旨、実習生に事前説明します。なお、見学の組み立てはケアマネジメントプロセス順不同で結構です。
- 5 Q ・インテーク、担当者会議の同席が、かなわない場合はどうしたらよいか。
  - ・見学できない場合は、説明のみで構いません。その際にロールプレイを活用する等、実習生が実践場面の追体験ができるよう、ご指導のほどお願いいたします。 なお、(再)アセスメント・モニタリング・サービス担当者会議につきましては、可能な限り見学実習ができますよう、ご協力をお願いいたします。

## 【東部会場】

- 6 Q ・主任介護支援専門員以外に見学同行させた場合の指導者コメント欄の記載の仕方について。
  - A ・コメント欄は、各プロセスに於ける目標や学習課題に対し受講生が振り返りを行った内容について記載するものなので、主任の方にお願いしたい。 ただし、協力対象者特有の状況があったり、現場での様子が分からないとコメントが難しい場合には、同行を行った介護支援専門員が記載することも差し支えない。その場合にも、指導内容が適切であるかを主任介護支援専門員が確認し、サイン押印をすること。
- 7 Q ・サービス担当者会議等が、利用者都合で急遽日程変更になった場合、実習日を変更 して良いか?
  - ・受入事業所、実習協力者(利用者)、サービス提供事業所、受講生の調整が全て調うならば、変更は差し支えない。 調整が困難な場合は、事業所内での説明だけになることも致し方ない。
- 8 Q ・実習報告書②の指導のポイントのチェックボックス(ロ)は一つずつチェックを入れるのか。
  - A ・押さえて欲しいポイントを記載しているので、「・」と同じ意味です。 各場面の見学または説明を行い、見学・説明と記載された欄に〇をつけてください。

## 【西部会場】

- 9 Q・実習生の服装について指示はあるのか。
  - ・実施機関からは、実習にふさわしい服装で、受入れ先からも支持があると伝えています。初日事務所でのオリエンテーションの際に、実習生へ服装、挨拶等、社会人としての心構え、マナー、接遇に留意することをお伝えください。
- 10 Q ・見学実習協力者を、ケアプラン作成演習の協力者として紹介するのは差し支えないか。
  - A ・差し支えはない。但し、協力者の負担感への配慮を頂くとともに、見学実習のみを もってケアプラン作成のためのアセスメントに代えることがないように、見学とは別 に面談に行くようお伝えください。
- 11 Q 月初に実習日が設定できない場合、給付管理業務を見てもらうことが難しいが、どうすればよいか。
  - A 給付管理の場面では、その流れを理解できるようにすることが重要ですので、サービス提供の前月・当月・次月の書類確認、国保連の突合は何を意味するか、暫定プランや限度額管理などについてご説明をお願いします。

- 12 Q 受講生と事業所のマッチングを研修実施団体が行うことに何か意味や意図があるか。
  - A マッチングは無作為、機械的に行います。受講生の実習希望事業所を第⑤希望まで聞いて、事務局で調整します。 その意図は、希望が偏った場合の受入事業所の負担軽減や、実習期間が始まると同時にスムーズに開始できるようにするためです。
- 13 Q 他県では、指導者養成研修を行っている所もある。現状では指導者によって指導内容がバラつきが生じる懸念があるが、山口県の今後の対応はいかがか。
  - A 主任介護支援専門員の資格を持っているということは、即ち指導者としての力量があると認められている方々に実習指導をお願いしているところです。主任介護支援専門員研修において、人材育成・対人援助者監督指導等の科目を修得しており、指導内容はケアマネジメントプロセスという基本的内容となっていることから、日頃の実践をお伝えいただけたら良いと考えております。その上でも、なお指導者養成研修開催の要請が多いようであれば、県とも協議をしていきたいと考えます。
- 14 Q 今後、実習が開始されてから小さな困りごとや質問がある場合、どうすれば良いか。
  - A 県協会への電話やFAX、メールでお問い合わせをお願いいたします。協議が必要な内容であれば回答にお時間を頂くこともありますが、ご了承願います。